

## 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第9項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項本文中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「から第5条まで」を「、第5条」に、「、第8条の2及び第11条」を「及び第8条の2」に改める。